

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(「建設リサイクル法」)
第 13 条に関する書面について

資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため制定された「建設リサイクル法」が平成 14 年 5 月 30 日より本格施行されました。

この法律第 13 条により、対象工事については、契約の際に、分別解体等の方法及び解体工事に要する費用等を書面に明記し契約当事者双方が記名押印することが義務付けられました。

対象工事 特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材の4種類)を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事で、一定規模以上のもの。規模については下表のとおり。

対象建設工事		規模基準	
建 築 物	解体工事	延べ床面積	80㎡以上
	新築・増築工事	延べ床面積	500㎡以上
	修繕又は模様替え工事	請負金額	1億円以上
その他の工作物(土木工事等)		請負金額	500万円以上

※金額は消費税込み

◆ 対象工事となる場合には、別添の

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第 13 条に基づく書面(甲・乙2部)の該当箇所に☑または記入押印の上、甲乙2部とも工事(設計)担当課にご提出ください。できるだけ速やかにお願いします。

本様式をコピーする等により、甲・乙がそれぞれ2枚以上になる場合、割印が必要となります。

契約書と同様に、神戸市交通局にて管理者印を押印後1部をご返却いたします。

◆ 対象工事について不明な点等ありましたら、工事(設計)担当課 または 環境局環境保全課 TEL:(078)595-6180 までお問い合わせください。